

令和7年4月2日

泉大津市立小津中学校

いじめ防止基本方針

(定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係をさし、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

(基本理念)

1 いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

いじめ防止のための対策は、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない

2 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない

3 地域社会全体で取り組む

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域社会全体がそれぞれの立場から責務を果たし、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。そのため、地域協働の活動を通じて、生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

(1) いじめの防止等に関する措置

① 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組む。

未然防止の基本は、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

② いじめの未然防止

ア) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、全ての教職員の共通理解を図るため、平素から校内研修や職員会議で周知を図る。また、生徒に対しても、教職員が日頃からいじめの問題について触れる等、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒が社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ち共感的に理解できる豊かな情操を培い、生徒がいじめの問題を自分のことと捉え、考え、議論したりすることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることもあるため、授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。

万一、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬等、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、本校、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。

(2) 早期発見

① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

そのため、学校いじめ対策組織は、いじめであるか否かの判断を組織的（いじめ防止対策委員会）に行うこと。たとえ、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭との連携を密にして生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などから生徒の小さな変化を察知したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(3) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

これらの対応について、「5つのレベルに応じた暴力行為への対応チャート」（別添）を活用する等、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに学年教員や「いじめ防止対策委員会」で共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行い対応する。事実確認の結果は、管理職が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者への連絡を指示する。

学校が、いじめる生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、及びいじめが犯罪行為として取り扱わ

れるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた生徒、またはその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力も図る。

いじめ対応終了後、いじめられた生徒に定期的（少なくとも1ヶ月に1回）に声かけを行い、心理的または物理的な影響を受ける行為が少なくとも3ヶ月止んでいる事、いじめられた生徒及び保護者に対して心身の苦痛を感じていないかを確認できたことでいじめ防止対策委員会内でいじめが解消したとする。また、いじめ対応後は再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。なお、いじめの重大性から長期の期間が必要と判断した場合は、市教育委員会が学校と協議の上、より長期の適切な期間を設定する。

④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、以後の対応を粘り強く行う。

いじめの状況や重大性に応じては、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてる等、同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめを受けた生徒にとっては孤独感や孤立感を強める行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合う等、いじめは絶対に許されない行為であり、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団1人ひとりの課題であることを認識させ、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、謝罪はもちろんのこと、いじめられた生徒の回復、いじめた生徒が抱えるストレス等の問題の除去、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする、他の生徒との関係の修復、それを取り巻く集団が好ましい集団活動を取り戻した状態をいう。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダへ情報発信停止を求めたり、情報を削除したり等、速やかに必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて、関係諸機関に協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に連絡し、適切な援助を求める。

早期発見の観点から、教育委員会等と連携し、関係機関の取組みについても生徒、保護者に周知する。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話やスマートフォンを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

⑦ 発達障がいを含む障がいのある生徒が関わるいじめについて

教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

⑧ 外国にルーツをもつ生徒について

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

⑨ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒への対応

性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(4) その他の留意事項

① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

② 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に複数回、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

③ 学校評価と教員評価

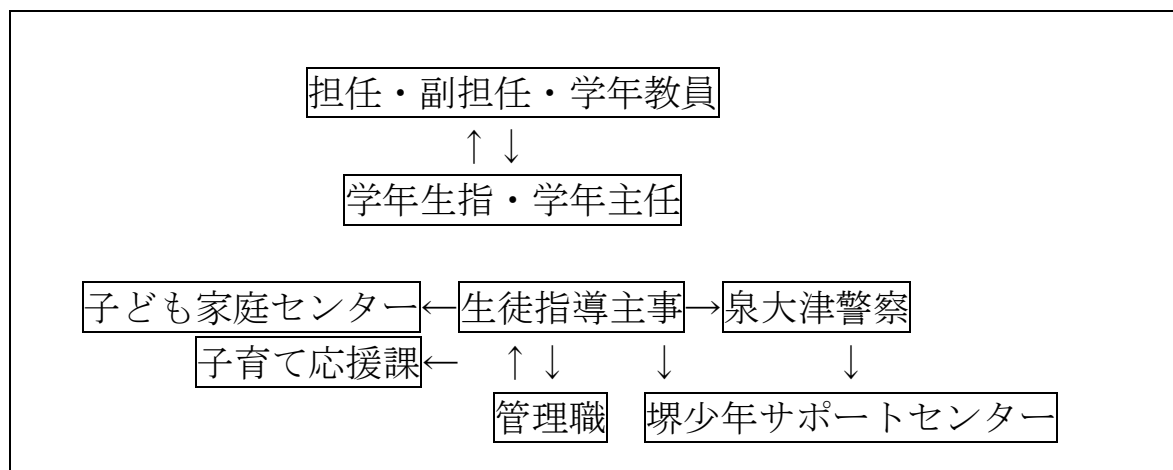
学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組むこと。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

④ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等についてPTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより、学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。



いじめ対応フロー（いじめ発覚時の適切な対応に向けて）

【留意事項】

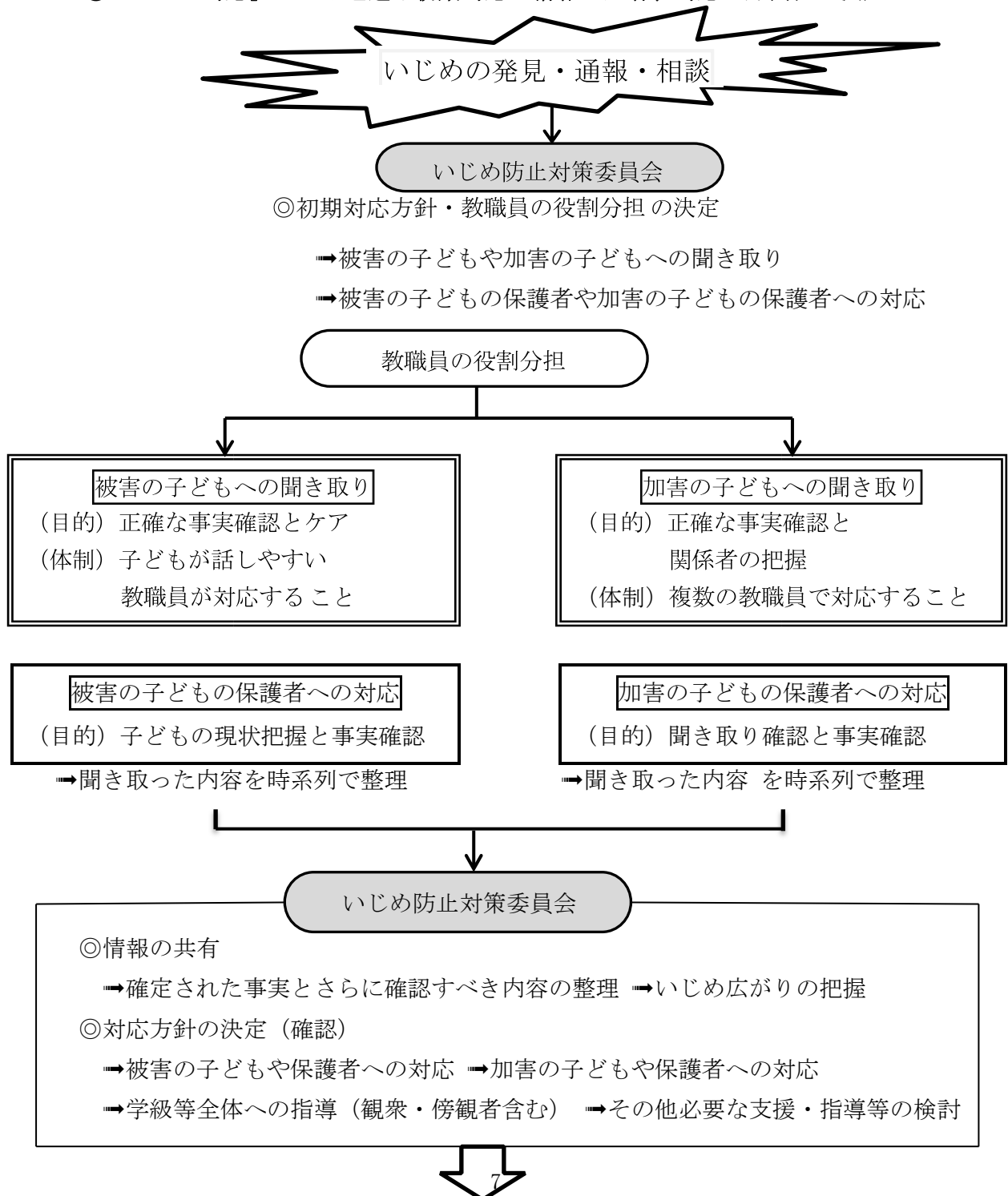
◎情報の取り扱い

→教育委員会への報告 →その他状況に応じた対応（保護者・地域への説明等）
（※重大事態及びその可能性のあるいじめ事象については必ず市教委へ報告）

◎専門家や関係機関との連携

→専門家の活用 →関係機関との連携

①「チーム対応」による迅速な初期対応と情報の共有、対応の方向性の決定



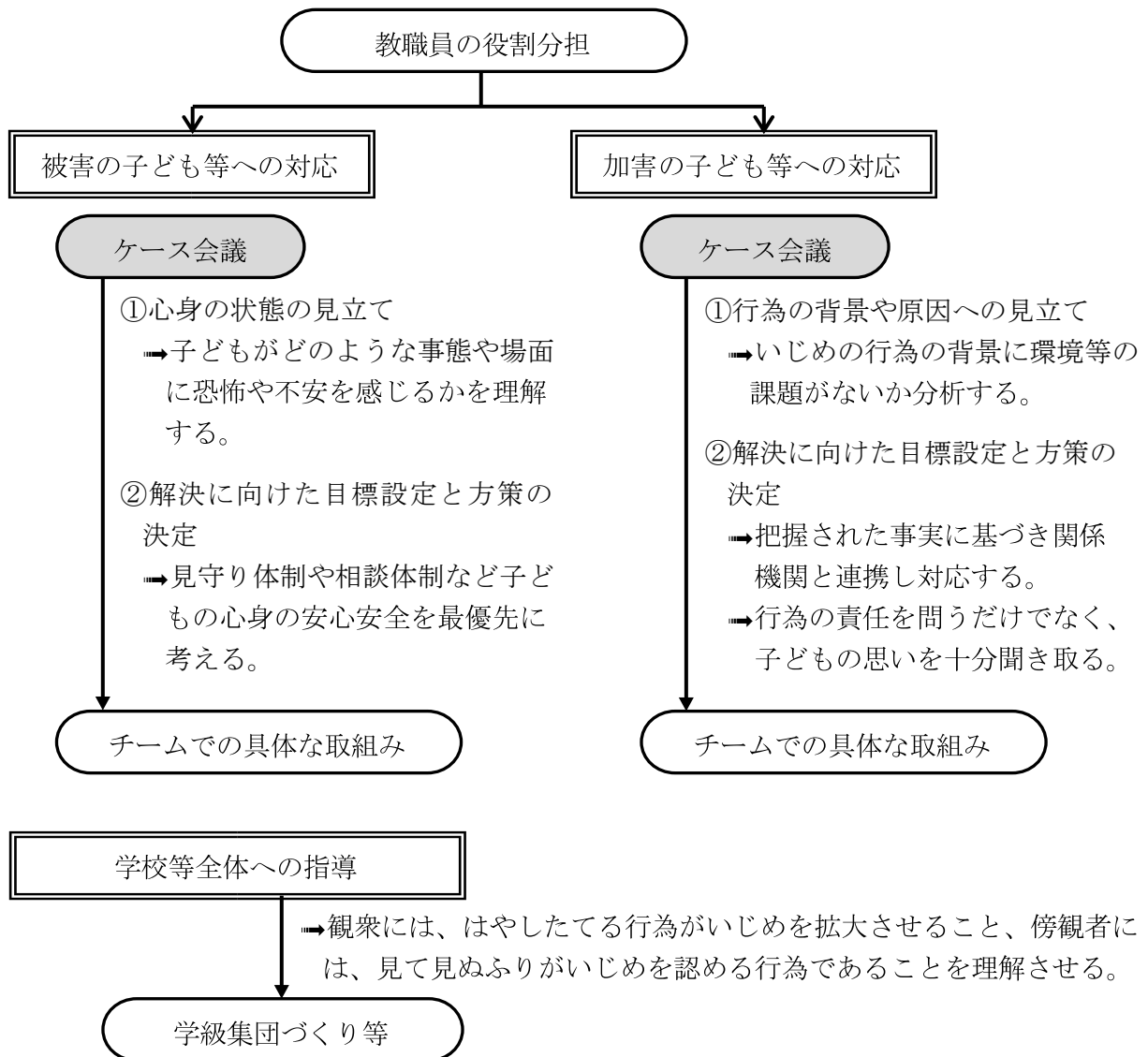
いじめ対応終了後



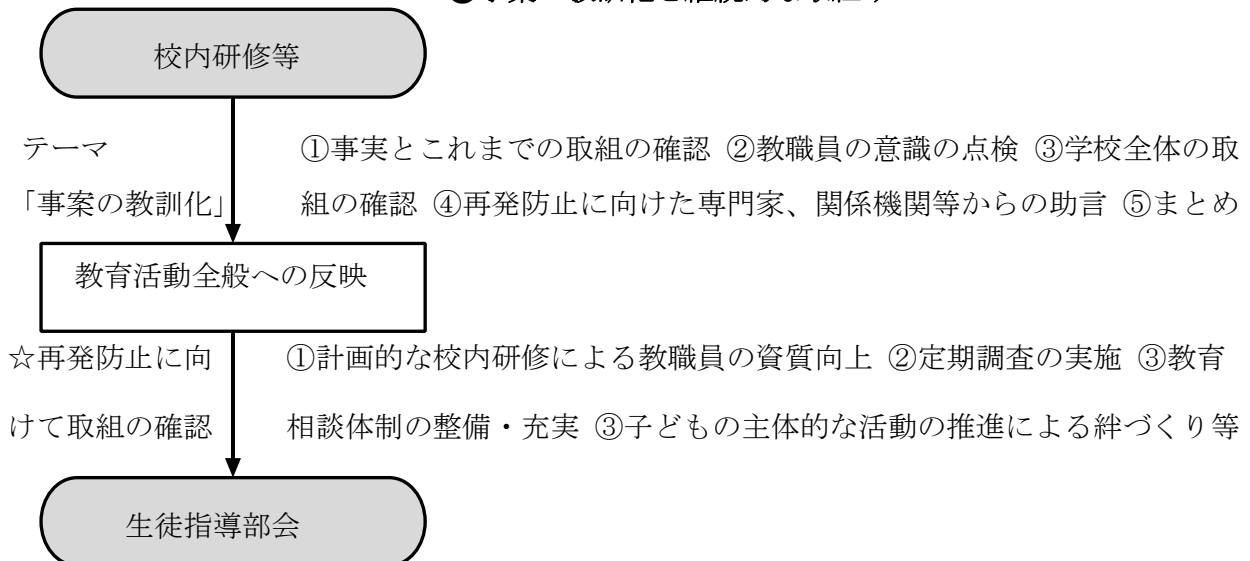
◎支援・見守り体制

➡ 3カ月間何もなければ、いじめの解消とする（定期的に適切なアプローチ）

② 教職員とSC、SSW等が連携したチーム対応



③事案の教訓化と継続的な取組み



いじめ防止対策年間計画

	1年	2年	3年	教職員
4月	学級開き 学年開き 相談窓口周知 個人面接週間	学級開き 学年開き 相談窓口周知 個人面接週間	学級開き 学年開き 相談窓口周知 個人面接週間 集団作り(修学旅行)	基本方針周知 いじめ防止対策研修 相談窓口周知
5月	集団作り(校外学習)	集団作り(校外学習)	集団作り 修学旅行事後学習	
6月	こころのアンケート① 道徳(いじめ)	こころのアンケート① 道徳(いじめ)	こころのアンケート① 道徳(いじめ)	こころのアンケート 結果分析・対応
7月	1学期振り返り学活 個人懇談 学年集会 相談窓口周知	1学期振り返り学活 個人懇談 学年集会 相談窓口周知	1学期振り返り学活 個人懇談 学年集会 相談窓口周知	スクリーニング会議
8月				いじめ防止対策研修 道徳全体研修 生徒指導全体研修
9月	個人面接週間	個人面接週間	個人面接週間	
10月	集団づくり(体育大会)	集団作り(体育大会)	集団作り(体育大会)	
11月	こころのアンケート②	こころのアンケート②	こころのアンケート②	こころのアンケート 結果分析・対応
12月	2学期振り返り学活 個人懇談 学年集会 相談窓口周知	2学期振り返り学活 個人懇談 学年集会 相談窓口周知	2学期振り返り学活 個人懇談 学年集会 相談窓口周知	
1月	人権学習	人権学習	人権学習	
2月	こころのアンケート③	こころのアンケート③ 非行防止講話	こころのアンケート③	こころのアンケート 結果分析・対応
3月	クラスミーティング	クラスミーティング	クラスミーティング	
通年	班活動 班長会議 委員会活動	班活動 班長会議 委員会活動	班活動 班長会議 委員会活動	いじめ防止対策委員 会(月2回以上) 生徒指導部会